



岐阜県教育懇話会
〒503-0023
大垣市笠木町229-5
(0584)91-2478
口座番号 00800-3-5390

網 領

一、われわれは歴史と伝統を尊重し、日本にふさわしい中正な教育を推進する。
一、われわれは教養と品位の向上につとめ、真理愛の精神とともに、明るく純粋な教育を研修する。
一、われわれは個人の自主尊厳を尊重しつつ、政治的中立を厳守し、主体性を堅持する。

いが、茂木外相の反論はなく、顔が笑っているように見えて国民か

巻頭言

年頭に当たって

岐阜県教育懇話会会長 橋本秀雄

明けましておめでとうございます
本年もよろしくお願ひします

昨年は新型コロナウイルスの問題に終始した異例な一年であった。年頭に当たり、最近の国内外の状況から感じた必須の教育課題を述べたい。

世界中が感染対策に追われたが、それに乘じて習近平率いる中国は着々と「世界制覇の夢」を追い、我が尖閣諸島を「核心的利益」と称して奪取目前に迫って来た。

感染症に関しては、我が国は強制力を伴わないゆるい対応だったが、感染拡大がある程度抑えたことを評価された。これは政府の施策だけでなく、国民の衛生観念、相手を思いやる心、整った医療制度と高度な医療等のお陰である。では領土・領海という国家主権に関してはどうか。

尖閣諸島の周辺に中国公船の侵入が連日繰り返されたが、メディアは単に事実を伝える程度であった。

国会においては、「桜を見る会」や「日本学術会議」の問題で野党議員が国家の一大事とばかりに追究し、大々的に報じられたが、尖閣防衛に関しての攻防は見られない。

こうした状況を見透かしてか、昨年十一月二四日、中国の王毅外相が来日した。それに対する大臣やメディアの対応がまた問題であった。

同日の外相会談終了後、共同記者会見があった。始めに茂木外相が合意した内容を説明し、尖閣諸島周辺への中国艦艇の航行問題については前向きな対応を求めたと述べた。友好的で抑えた発言であった。それに対して王毅外相は「事の真相を知らない日本の漁船が釣魚島（尖閣諸島）の周辺水域に入っている。中国としてはやむを得ず対応をしなければならぬ。事を荒立てるようなことはしないでもらいたい。」と一方的な主張をしたのである。外交上の礼儀を欠く態度と言わざるを得ない。

ら落胆の声があがった。
茂木外相は交渉上手と定評のある人で、会談中は厳しい応酬があったようだが、記者会見ではそれがうかがえず、残念であった。

この対応にはさすがに自民党の一部から批判が出たが、多くのメディアの反応は冷静で、毎日新聞などは「領土をめぐる争いの解決は難しいが、摩擦を減らすことはできる。王氏は事態を複雑化させる行動を双方が避けるように求めた」としているが、そもそも尖閣諸島に領土問題は存在しないし、王氏は「日本の漁船に來させるな」と述べたとする報道もあり、そう捉えるべきだろう。

その点、国民は正直で、最近の中国への感情は最悪である。昨年十一月の報道によれば、日本人の9割近い人が中国に対して良い感情を持たず、その理由は尖閣諸島への中国の振る舞いにあった。

言うまでも無く、こうした圧力ははね除けるには、それ以上の力が必要で、政府も米國を始めとする友好国との連携を確認し、海上保安庁や

自衛隊の対応を強化している。しかし、国防の源泉は国民の意識にある。世界は中国の身勝手な行動に気付いて警戒をし始めたため、中国は日本との接近を図る一方、尖閣への圧力を一層強めてくると思われる。

我々は中国の道理を無視した横暴は許さないという断乎とした態度を明確に示すことが必要だろう。

戦後教育は憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」に則り、平和を第一の価値とし、民主主義・人権の大切さを教えてきた。それだけに平和は国家間の力のバランスで保たれているという厳しい現実を教えてこなかった。現在の指導者層はその環境下で育ってきたため、個人レベルの応対をしてしまうのではないのか。

その点、味わうべきは太西郷の言葉である。「正道を踏み、國を以て斃るるの精神なくば外国交際には全かるべからず。彼の強大に畏縮し、円滑を主として曲げて彼の意に順従する時は輕侮を招き、好親却って破れ、遂に彼の制を受くるに至らん」と。

西欧と対峙した明治の指導者にこうした覚悟があったればこそ、独立を保ち得たのである。今こそ先人に学び、国民教育の在り方を抜本的に見直し、推進しなくてはならない。

【時論】

「皇位継承論」と教育

中島 英迪

小泉政権時の平成十七年以来、皇位継承論が盛んになつて来たが、この問題に関して教育の分野で教師が自戒すべきことを列挙したい。

イ、「天照大神信仰」の伝統

まづ、日本国が君主制をとり、「天皇」を奉戴してゐるのは、「天照大神信仰」に基づいてゐることを子供達に理解させる必要がある。それは皇祖とされる天照大神が孫のニニギノミコトに与へた「神勅」である。

「豊葦原の千五百秋の瑞穂の国は、是れわが子孫の王たるべき地なり。爾皇孫就きて治せ。さきくませ。宝祚の榮まさむこと、まさに天壤とともに窮りなかるべし」。

この「神勅」に基づき、その五世の孫・神武天皇を初代天皇として、その子孫が126代続いて今上天皇に到つてゐるのが史実である。

それは『記紀』だけでなく、どの時代にあつても日本民族の魂の根底を流れてきた信念・信条であつた。記録に残る主な系譜としては、和氣清麻呂、慈円、日蓮から北畠親房等

を経て、江戸時代の徳川光圀、山鹿素行、山崎闇斎、そして本居宣長、平田篤胤、藤田東湖、吉田松陰等々に顕著であり、その伝統に基づいて明治の王政復古が実現した。しかも歴代の天皇は血統を継ぐだけでなく「大嘗祭」に始まる神祭りや天照大神との一体感を持つて統治を行つてきた。

ロ、神話・伝説・事実からなる「史実」

そして日本国の史実は、神話・伝説・事実から成ることを子供達に教へたい。皇統譜の事実としては、明治初期に第三九代・弘文天皇、第四七代・淳仁天皇、第八五代・仲恭天皇が実現し、大正末期には第九八代・長慶天皇が実現すると共に神功天皇が「皇后」に格下げされた。

これらの人為的な系譜作りは『日本書紀』編纂時にも行はれてゐて、第一代・綏靖天皇から第九代・開化天皇迄は「欠史八代」と称せられてゐるやうに事実の殆ど無い伝説である。また、初代・神武天皇と第十代・崇神天皇は共に「ハツクニシラススメラミコト」と記されてゐるやうに、神話・伝説の世界に属する。また、第十一代・垂仁天皇から第十四代・仲哀天皇迄は親子関係や生没の年数などから見てとても事実とは言へま

い。その典型は、「日本武尊」(ヤマトタケルノミコト)で、逝去に際し白鳥となつて飛び去つたといふのだから、まさに伝説の英雄なのだ。学者よつては第十五代・応神天皇は事実とするが、大方の賛同を得てをらず、謎である。

さてここで重要なのは、神話・伝説は決して軽視すべきものではなく、民族の信仰として個々の事実よりも圧倒的に重要な面があり、教育ではこの点を強調すべきである。蛇足ながら、筆者も伊勢神宮参拝は毎年欠かさないし、二月十一日は橿原神宮の「紀元祭」に加わつてきた。

ハ、「男系」・「女系」の意味

周知のやうに「継承論」は男系維持と女系容認の間で議論が闘はされてきたが、ここで「男系」「女系」の意味を明らかにしておかないと、子供達は混乱するだらう。教育に於ては国民の常識に従つて辞書的な意味を教へねばならない。ほとんどの辞典では、「女系」は「女性を中心とした家系」などと記されてゐるが、血統が男性にあるか女性にあるかが両者の区別であることは明瞭である。

皇位継承の時点で重要なのは、男性が中心になつてゐるのか、女性なのか、といふ点である。

二五代・武烈天皇の継承者であるが、第二四代・仁賢天皇の皇女に婿入りした天皇だから「女系」なのだ。第十五代・応神天皇の「五世の孫」だといふのは「事実」か否か定かではない「伝説」であり、神功皇后が第九代・開化天皇の「五世の孫」といふのと同じ伝説である。

「現天皇の父親の血統をたどつていくと神武天皇に行きつく」といふのが男系継承だとされてゐるが、事実は外国から渡来した人を除けば、日本人は皆、神武天皇の血統を承継いてゐると見てよい。間違つても「Y染色体」説といふ「ニセ科学」を学校で教へるべきではない。

二、「男女平等」の心情

教へる側の人間は「男女平等」の価値観を持つ必要があり、「男尊女卑」や「女尊男卑」の固定観念を排除すべきである。言ひ換へれば「男性優位」「女性優位」の思ひ込みを捨てねばならない。現実には、日本では前者が圧倒的に多く、女性活躍度の国際比較でも、日本は全国家の中で下位にある。

「男系主義」の信奉者に「男尊女卑」の傾向が強いことは、「女性天皇は中継ぎに過ぎない」、「第四六代・孝謙天皇は道鏡を皇位に即けようとの野望を持った」などと女性を軽ん

じ、「女帝」をまるで女の独裁者であるかのやうな言葉つかひをしたり、「天照大神」を男性だと捏造したりすることで明らかだ。学校で「男系主義」を煽る教師は、そのやうな女性差別が心の奥深くに潜んで居ないかと自省すべきであらう。

ホ、国民を分断せぬこと

「皇位継承論」を教へるに当たつて特に重要なのは、国民を分断しないよう配慮することである。教師が「男系維持派」であれ「女系容認派」であれ、自己の思想を絶対善とし、相手側を悪とする排他的態度を控へねばなるまい。そのためには「慎み」の姿勢が必要であり、たとへ自分に強烈な信念があつても、相手側にも言ひ分があるので、それを公平に教へねばならない。

「男系継承が古来例外なく行はれてきたことの重みを考へねばならない」との新旧首相の言や、「女系天皇では王朝が変り、日本国が滅んでしまふ」との脅迫的独断を教室に持ち込むことは危険であり、教育の崩壊をもたらす。なぜなら、それらを絶対善とする事は、男系継承を正義とし、さう考へない者を悪として排除し差別することになるからである。実際、この十数年の間にその被害に遭つた女系容認論者の数は、全国で

数知れない。

この弊害を回避するには、「ディベート」を活用して、「日本は男系継承を維持すべきだ、是か非か？」をテーマに議論をさせることがバランス感覚を養成するための最良の策であらう。子供達は、どちらの側に立つても言ひ分があることを知り、絶対化を避けることができるのであり、これが国民思想の分断を阻むだらう。

へ、「世襲」とは？

さて、現実の政治世界では、憲法第二条に「皇位は世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と明記されてゐる。「世襲」といふのは子が地位や財産などを親から承けつぐことだから、皇室では天皇からその子に皇位を継承することを意味する。無論、皇嗣の秋篠宮は今上天皇の弟だが、先帝つまり上皇の子であるから世襲である。

ところが、旧宮家の子孫に皇位が移るといふことになれば、男系の血統からすれば室町時代に遡ることになり、とても現皇族の「世襲」どころではない。女系のつながりから見ても、明治天皇の末裔は竹田・東久邇・朝香の三家、昭和天皇の血統は東久邇家のみで、いずれも数代の子孫だから世襲とは言へない。この継

承実現のためには、憲法第二条の改正を要するであらう。このことも教育の場でしつかり教へねばならない。

ト、「聖断」の必要性

無論、天皇の存在は本来、憲法に縛られるものではない。新旧両憲法ができて天皇制が誕生したわけではなく、天皇なる存在が元からあつて、近代に入つて憲法によりその位置づけがなされたのである。

したがつて、戦後の民主主義下の「象徴天皇制」も仮のものであり恒久的制度ではない。今日、皇位継承を巡つて国民は百家争鳴の如く議論を闘はせてゐる。この事自体は意味があらうが、継承論は国民の多数による民主主義で勝手に決着すべきものではない。

皇位継承の主役となるべきは、皇室しかもその主である天皇陛下である。政治の三権の長といへども、「臣下」であり「民草」であつて意見は具申しても最終的判断は陛下がなさねばならず、その「聖断」には国民は服すべきであつて、国体の本義もそこにある。

上皇陛下は、天皇は終身在位せねばならぬとの「皇室典範」の規定を乗り越え、政府の抵抗をもとめせず「生前譲位」を達成された。今上陛下も「男系継承」維持か、「女系継

承」容認かを決断され、国民もその「聖断」に慶んで服することこそ、わが国伝統の「国柄」であることを教師は子供達に教へるべきである。

――「追記」――

十余年前のこと、人間魚雷「回天」の黒木少佐を顕彰する「回天楠公祭」に筆者が初めて参加した折、下呂の旅館での宿泊は小川常人氏と相部屋であつた。小川先生は高名な方で始めは緊張したが、とても穏やかなお人柄でホツとした。力量の差から、私は聞き役に徹したが、話が皇位継承論に及んで次のやうに語られた。

「私は、考へ方が行き詰まつたり、壁にぶつかると、いつも(平泉澄)先生にお伺ひするんです。すると夢の中で先生が解答して下さいますのです。この度の皇位継承問題でも、今回も東京から「回天祭」に出席されてゐる永江(太郎)さんや渡邊(正之)さんは男系派です。ところが田中(卓)さんや所(功)さんは女系容認派です。皆さん人格・識見とも優れた立派な人たちです。私は解らなくなつて先生教へて下さい、とお願ひすると先生は夢の中でかう諭されました。

『小川君！このやうな日本国の大問題は我々国民が云々するものではありません。最終的には天皇陛下にお任せするのです。』と」

【解説】

教職員の働き方改革

編集部

今、学校現場で大きな変化が起きている。コロナ感染症への対策もさることながら、それ以上に大きいのは教員の時間外在校時間を月60時間以内（県立学校は45時間以内）、部活動は週二日の休みをとるなど教職員の勤務環境を変えたことである。これは昨年、県教委が「教職員の働き方改革プラン2020」を発表し、各市町村教委も教職員の勤務状況の改善に動きだした結果である。

教員の多忙さは以前から指摘されており、その軽減を図るために県教委や組合で検討をされてきたが、一向に成果をあげてこなかったのである。ところが、平成二十八年八月に発足した第三次安倍内閣が、少子高齢化社会の克服や経済再生を実現するため「一億総活躍社会」を目指し、「働き方改革」をしなければならな

いと提唱して流れが変わった。文科省はそれを受けて同年一〇月に「教員勤務実態調査」を行い、翌二九年六月には中央教育審議会に学校における働き方改革に関する総合的な方策を諮問している。

実態調査の結果、小学校で三割、

中学校で六割近い教師が国の示す過労死ラインを超えているなど、深刻な超過勤務の実態が明らかになったため、中央教育審議会は八月に「緊急提言」を文科省に手交し、同年十二月に「中間まとめ」を大臣に報告している。文科省はそれらを受けて「学校における働き方改革に関する緊急対策」をまとめ、翌三〇年二月に全国の教育委員会に取り組みを通知している。

その後、中央教育審議会は学校運営の在り方、勤務時間管理の徹底などについて審議され、平成三十一年一月に大臣に答申をしたのである。

県教委のプランはそうした文科省の通知などをベースにして策定され、県立学校へ次の様に指示している。

○時間外在校等時間の上限方針

原則として一箇月につき45時間以内、一年につき360時間以内

- ① 出退勤管理システム（タイムカード等）を活用した適切な労務管理
- ② 退勤時刻の統一と退勤時刻を過ぎず勤務する場合の書面申告の徹底
- ③ 勤務時間を考慮した時間の設定
- ④ 時間外在校等時間の上限を超えた場合の事後検証の実施（と報告）
- ⑤ 勤務時間制度（勤務時間のスライドや変形労働時間制）の活用
- ⑥ 早く家に帰る日（8のつく日）、ノー残業デー（毎週水曜日）の徹底

⑦ 10分早帰り運動の実施
⑧ 年次休暇の取得促進

などであるが、その他に学校の業務の適正化・効率化に向けた取り組みを要請するなど、県教委の監督を強めながら実施を促している。

これは県立学校への指示であるが、同様のことを各市町村教委へも通達しており、市町村の規程に沿って小中学校は動いている。

今後、この変化で日本の教育を支えてきた伝統、風土が失われないか、教師のやる気は上がるのか、そして本当に子供の教育のためになるのかなど検証が必要であろう。 H

【雑針録】今日、一般に重んじられている価値に「自由」や「権利」がある。こういう言葉は人々をひれ伏させる力がある▲同じことが一昔の教育界にもあつて、「教育の中立」を旗印にすれば誰でも黙らせることができた。自ら労働者と規定した教員達は、それを隠れ蓑にして学校で生徒を「革命の戦士」に育てるのだと言いつつ、心ある教師は「干される」のを覚悟して「教育正常化」に力を注がねばならなかった▲昨年来の学術会議の問題では「学問の自由」を標榜して、首相の委員任命拒否が非難されてきた。だが次第に学術会議自体が意に反する研究者の研究の自由を

〈お知らせ〉

○「建国記念の日を祝う県民の集い」

今年はコロナ感染症のため、役員等で小規模に行う予定で、皆さんへの案内はありません。神社で建国祭を斎行される所があり、そこへ参列されることも結構かと思えます。

○令和三年度岐阜県教育懇話会総会
期日 三月二十八日（日）午前九時半、現代国民講座十時

場所 岐阜市生涯学習センター二階 研修室30

※現状ではコロナ感染が拡大しており、予定通り実施するかどうかは、本誌三月号で確認を願います。

抑圧し、拒否してきたことが明らかとなり、国会で居丈高に政府を問いつめた野党も支持率は上がらなかつた▲いじめ、虐待、格差等で弱者におこる悲劇は、「自由」「権利」が個人主義と結びつき自己の欲望を増幅させた結果だろう。専門家の解決策も何十年前に欧米でおこなったことを後追いつているのが実態だ▲ここは一番、支配非支配の発想から生まれた構造を、おもひやりの心Ⅱ和という日本人の伝統的な分別、良識を発揮して昇華する秋である。事態の限界を示す法律の上位にある国民の良識は、寛容でありつつ問題を自ずと解消に向かわせるだろう。 Y